

平成28年1月21日

近畿経済産業局
電力事業課

特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（周知依頼）

平素より個人情報保護に係る取組みにご尽力・ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）に基づく個人番号（マイナンバー）については、本年1月から全ての事業者においてその利用が開始されましたが、当該マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）は、マイナンバー法において利用範囲を限定するなど、より厳格な保護措置が求められております。

そのため、個人情報保護委員会では、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針として「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」と「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号。以下、「委員会告示」という。）を公表しております。

本ガイドライン及び委員会告示におきまして、事業者は特定個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、被害の拡大防止等の措置を講ずるとともに、個人情報保護法に基づく個人情報取扱事業者の場合は主務大臣の個人情報保護ガイドライン等の規定に従って主務大臣等に報告し、個人情報取扱事業者ではない場合等は直接、個人情報保護委員会に報告することとされています。

更に当該漏えい事案が、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」第2条に規定する重大事態等（注）に該当する場合は、個人情報保護委員会に直接報告することとされています。（この場合も併せて主務大臣の個人情報保護ガイドライン等の規定に従って報告することが望ましいとされています。）

つきましては、貴団体におかれましては、本取扱いに関してご理解いただき、会員企業等に対して周知を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

(注) 特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態

- 一 次に掲げる特定個人情報が漏えい（不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）による漏えいその他番号法第19条各号に該当しない特定個人情報の提供を含む。）し、滅失し、又は毀損した事態
 - イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報
 - ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報
 - ハ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報
- 二 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態
 - イ 漏えいし、滅失し、又は毀損した特定個人情報
 - ロ 番号法第9条の規定に反して利用された個人番号を含む特定個人情報
 - ハ 番号法第19条の規定に反して提供された特定個人情報
- 三 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態
- 四 不正の目的をもって、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態

■詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。

- 個人情報保護委員会のホームページ (<http://www.ppc.go.jp/>)
 - ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）
(http://www.ppc.go.jp/files/pdf/160101_guideline_jigyousya.pdf)
 - ・ 事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について
(http://www.ppc.go.jp/files/pdf/271225_jigyousya_roueitaio.pdf)
 - ・ 特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則
(http://www.ppc.go.jp/files/pdf/271225_houkoku_kisoku.pdf)
- 経済産業省 個人情報保護に関するホームページ
(http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/index.html)
 - ・ 個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン
(http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/downloadfiles/1212guideline.pdf)

■お問い合わせ先：マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

■【参考】

○リーフレット：「マイナンバー（個人番号）を正しく取り扱っていますか」（別添）

事業者の皆さん

マイナンバー(個人番号)を

正しく取り扱っていますか



愛称：マイナちゃん



事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- ・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・マイナンバーを取り扱う際には、4つのルールを守りましょう！

取得・利用・提供 のルール



- 個人番号の取得・利用・提供は、法令で決められた場合だけ
- これ以外では、「取れない」「使えない」「渡せない」

保管・廃棄 のルール



- 必要がある場合だけ保管
- 必要がなくなったら廃棄

委託 のルール



- 委託先を「しっかり監督」
- 再委託は「許諾が必要」

安全管理措置 のルール



- 漏えいなどを起こさないために書類やデータは「しっかり管理」



取得にあたっては

- ・マイナンバーを従業員などから取得する際には、本人確認（次の①②の確認）が必要です。
 - ① マイナンバーが間違っていないかの確認
⇒ マイナンバーが書いてある「通知カード」や「個人番号カード」で確認
 - ② 身元の確認
⇒ 顔写真が付いている「個人番号カード」又は「運転免許証」などで確認
- ・マイナンバーを従業員などから取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」等）を伝えましょう。
- ・マイナンバーを取り扱う者、取扱い手順、保管場所などを決めておきましょう。

個人情報保護委員会

万が一、マイナンバーが漏えいしてしまった場合には...

1. 事業者において講ずることが望まれる措置

- (1) 事業者内部における責任者への報告、被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査、原因の究明
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策の検討・実施
- (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- (6) 事実関係、再発防止策等の公表

※ マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、マイナンバーの変更をお住いの市区町村に請求できることを本人に説明してください。

2. 個人情報保護委員会又は業界の所管官庁への報告

① 個人情報保護委員会に報告する場合

個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載している様式に事実関係や再発防止策等を記載し、**速やかに個人情報保護委員会に郵送で報告**するよう努めてください。

※ 影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合、外部に漏えいしていないと判断される場合等の個人情報保護委員会への報告不要の要件を全て満たす場合には、個人情報保護委員会への報告は不要です。

② 個人情報保護法に基づき所管官庁に報告する場合

所管官庁のガイドライン等に従って、報告してください。

(所管官庁から個人情報保護委員会に報告されますので、①の報告は不要です。)

特定個人情報の安全の確保に係る「**重大な事態**」が生じたときに、**個人情報保護委員会に報告することが法令上の義務になりました**。次の事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合には、個人情報保護委員会に第一報をお願いします。

「重大な事態」とは…

1. 漏えい・滅失・毀損又はマイナンバー法に反して利用・提供された特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態
2. 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態
3. 不正の目的をもって、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態 等

詳しくは個人情報保護委員会ウェブサイト (<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/>) をご覧ください。

マイナンバーに関するお問い合わせは

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 へ

※ 平日9時30分～22時 土日祝日9時30分～17時30分(年末年始を除く)

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405(有料)におかけください。

※ 個人番号カードを紛失された場合のお問い合わせについては、上記マイナンバー総合フリーダイヤルのほか、

個人番号カードコールセンター(全国共通ナビダイヤル) 0570-783-578(有料)でも対応しています。

マイナンバーに関する最新情報(ウェブサイト)

- ・マイナンバー制度...内閣官庁 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・税分野での取扱い...国税庁 <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
- ・社会保障分野での取扱い...厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
- ・マイナンバーガイドライン...個人情報保護委員会 <http://www.ppc.go.jp/index.html>

